

別紙

手 数 料 表

弊社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収 35% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収 35% 手数料負担者は求人者とします。

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収 35% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収 35% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※理論年収は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-303371

事業所の名称 株式会社 I.C.G.elite

事業所所在地 大阪市淀川区西中島 4-5-1

NLCパワービル5C